

# 令和元年斜里町議会定例会 12月定例会議 会議録（第2号）

令和元年12月19日（木曜日）

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第54号 公の施設（斜里町老人福祉センター）に係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第55号 公の施設（斜里町高齢者生活福祉センター）に係る指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第56号 公の施設（道の駅しゃり）に係る指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第57号 公の施設（道の駅うとろ・シリエトク）に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第58号 公の施設（ウトロ温泉夕陽台の湯）に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第59号 斜里町自転車等の放置防止に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第60号 成年被後見人等の権利適正化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第61号 斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

## ◎出席議員（13名）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 今井千春 議員  | 2番 小暮千秋 議員   |
| 3番 久野聖一 議員  | 4番 山内浩彰 議員   |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員  |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 8番 宮内知英 議員   |
| 9番 久保耕一郎 議員 | 10番 若木雅美 議員  |
| 11番 海道徹 議員  | 12番 須田修一郎 議員 |
| 13番 金盛典夫 議員 |              |

## ◎欠席議員（0名）

## ◎出席説明員

馬場 隆	町 長
北 雅 裕	副 町 長
岡 田 秀 明	教 育 長
小 林 鋼 一	代 表 監 査 委 員
島 田 秀 一	農 業 委 員 会 会 長
増 田 泰	総 務 部 長
高 橋 佳 宏	民 生 部 長
塚 田 勝 昭	産 業 部 長
芝 尾 賢 司	国 保 病 院 事 務 部 長
馬 場 龍 哉	教 育 部 長
百々 典 男	会 計 管 理 者
伊 藤 智 哉	企 画 総 務 課 長
鹿 野 能 準	財 政 課 長
茂 木 公 司	税 務 課 長
高 橋 正 志	ウ ト ロ 支 所 長
南 出 康 弘	環 境 課 長
鳥 居 康 人	総 務 部 参 事
平 田 和 司	住 民 生 活 課 長
玉 置 創 司	保 健 福 祉 課 長
鹿 野 美 生 子	こ ど も 支 援 課 長
高 橋 誠 司	農 務 課 長、農 業 委 員 会 事 務 局 長
森 高 志	水 産 林 務 課 長
河 井 謙	商 工 観 光 課 長
荒 木 敏 則	建 設 課 長
榎 本 竜 二	水 道 課 長
菊 池 勲	生 涯 学 習 課 長
村 上 隆 広	博 物 館 長
佐々木 剛 志	公 民 館 長
大 野 信 也	図 書 館 長
村 上 和 志	選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長、監 査 委 員 書 記

◎議会事務局職員

阿 部 公 男	事 務 局 長
竹 川 彰 哲	議 事 係 長
鶴 卷 美 奈	書 記

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により久保議員、若木議員を指名いたします。

◇ 議案第54号～58号 ◇

●金盛議長 日程第2、議案第54号、公の施設（斜里町老人福祉センター）に係る指定管理者の指定についてから、日程第6、議案第58号、公の施設（ウトロ温泉夕陽台の湯）に係る指定管理者の指定についての5件を一括議題といたします。

なお、審議の方法についてであります。ただ今一括議題となった5件については、補正予算を伴いますので、それぞれ質疑をしたのち、討論採決は保留し、補正予算の質疑が終結したのちに、順次、討論採決を行います。

はじめに、議案第54号、公の施設（斜里町老人福祉センター）に係る指定管理者の指定についてから、議案第55号、公の施設（斜里町高齢者生活福祉センター）に係る指定管理者の指定についてまでの内容の説明を求めます。玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長（議案第54号～55号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、議案第56号、公の施設（道の駅しゃり）に係る指定管理者の指定についてから、議案第58号、公の施設（ウトロ温泉夕陽台の湯）に係る指定管理者の指定についてまでの内容説明を求めます。河井商工観光課長。

●河井商工観光課長（議案第56号～58号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第54号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第54号について、質疑を受けません。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第54号についての質疑を一応終結いたします。

◇ 議案第55号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第55号について、質疑を受けません。ご質疑ございませんか。久野議員。

●久野議員 説明資料の13ページ、指定管理者の運営評価シートがあります。経理の執

行管理状況の自己評価が4、所管の評価が3で、人件費が73万9千円、事務費が60万円の差額があったと書いてあります。これはどういうことを指しているのでしょうか。

●金盛議長 玉置課長。

●玉置保健福祉課長 人件費、事務費の部分で収支計画書との隔たりが大きいと書いていますが、常勤の管理人の方が退職をされたことによって、人件費が執行できなかった部分があります。事務費も収支計画と差額があったので、自己評価は4ですが、所管課としては3ではないかということで評価をしています。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 5ページを見ると、企業だと必ず予算に対して決算がありますが、全部、予算ですので結果がわからない状況です。13ページの評価を受けて、現在は適正になっていると判断してよろしいですか。

●金盛議長 玉置課長。

●玉置保健福祉課長 これまでの3年間で収支を収めることもあるので、今年度については、この評価シートの29年度、30年度の2年間と、令和元年度についてもこういったものを踏まえて適正になるように指導しています。

●金盛議長 他、ありませんか。これをもちまして、議案第55号についての質疑を一応終結いたします。

#### ◇ 議案第56号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第56号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第56号についての質疑を一応終結いたします。

#### ◇ 議案第57号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第57号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第57号についての質疑を一応終結いたします。

#### ◇ 議案第58号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第58号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 夕陽台の湯の指定管理について伺います。今年度も債務負担行為で3年分をこれから計上されます。先ほど久野議員もおっしゃっていたように、過年度に関しての決算の部分が見えてこないの確認のために伺います。資料の23ページ、指定管理者の管理運営評価シートの中にある、今までの指定管理料総額と平成30年、令和元年に関して

の金額が計上されています。今年度、夕陽台の湯のオープン当初から約3週間利用ができませんでした。利用できない間は予算計上にもあるように施設利用料が減る。営業ができないことで生じる差額は出てくると思います。そういった部分は、この債務負担行為で補填されているものでしょうか。全体もこのような形ですが、今回のウトロ夕陽台の湯に関して、休業期間の金額の差額の部分は、どのように対応されたのか伺います。

●金盛議長 河井課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘のとおり、今年度、夕陽台の湯はオープンが約3週間遅れました。これは施設のオープンの準備をしているにあたり配管上のトラブルが発生し、その復旧に時間がかかりました。結果的に今年度は近年ないほど利用者が多く、利用料が3週間休業だったにも関わらず非常に多い年でした。従って、今年度、特に利用料が大幅に少なく、指定管理者側に瑕疵がないのに収入が少ない状況はみられなかったもので、そういった協議には至っていない現状です。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 収支計画書にある施設利用料の部分が少なかった。前回は2年ですが、3年連続トータルで、この計画よりも下回ることがなかったと対応しているということですか。ほかのところもそうだと思いますが、収支計画書に載っている収入が少なかった時には、その額に応じて補填する方法を取っているのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 施設利用料の算定の考え方ですが、今回のように新たに更新期間があつて積算するにあたっては、過去の利用実績を踏まえて平均化しながら先方から納得感のある数字で出されてきたものを、基本的には最終的にそこで協定は締結されます。そういった意味では、結果的に年によって多い年、少ない年がありますが、おおむね期間内に通じてならされる多い年も少ない年もある。ただ、結果的には大幅な損失がない限りそういった協議には至らないのが現状です。目安としては、プラスマイナス20%程度で基本的には考えています。例えば燃料が高騰するなどそういった不可避な状況があった時に限り、指定管理料を変更することがごくまれにある現状です。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 評価シートの中にある平成30年や令和元年の金額は、そういう部分も加味された計上と捉えてよろしいですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 業務期間に入る前の時期に協議して折り合っている額なので、そこで若干プラスマイナスがあつたとしても、利用料が少なかったから補填してほしいなどの協議には通常至らないということです。

●金盛議長 他、ありませんか。これをもちまして、議案第58号についての質疑を一応終結いたします。

午前10時27分

◇ 議案第59号 ◇

●金盛議長 日程第7、議案第59号、斜里町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。南出環境課長。

●南出環境課長 (議案第59号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第59号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 いくつか確認します。放置されていることと、その放置がイコール廃棄につながっている可能性があることも指摘されています。廃棄での認識の対応は、おそらく廃棄物の処理法がかかってくると思いますが、その辺の整理はどの部分でつけられているのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 廃棄に関する確認ですが、放置されてから公共の駐輪場であれば1週間から、まず札を付けて確認いただいて、それでも1カ月経ってもまだ置かれている場合は、町のほうで撤去、保管をすることになっています。その後、6カ月経過したらその間に警察等々に照会等かけた上でも引き取りがない場合については、町のほうで廃棄等々の処分をすることで考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 最終的に引き取りがない場合、それまでの間、いろいろな措置や調査が生じると思います。条例ができた時に、元々古い自転車をわざと置いてしまう、ぎりぎりの状態の時ですら今シーズン終わりという形で放置することもあります。その中では、廃棄の形で、9条や10条、11条の部分では、保管して6カ月が過ぎたものに関して売却して、それでも売却した代金を保管することができると明記されています。自転車としての価値があるもの場合はよいですが、明らかに使えない、粗大ごみにしかならないとなった時、その措置は町が実際に処理を行うということですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 基本的には、札を付けても引き取りがない場合は、町のほうで保管をすることになります。その期間が経った中で、自転車等の売却等をしながら経費的な部分を見る場合もあるでしょうし、その期間に所有者、利用者等が見つかった場合には、保管料等々のこともあらためて検討することが出てくると考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 これで大丈夫なのかは、放置防止につながる措置で、今までのように置きっぱなしにはできないという意味も含めた部分と、置きっぱなしにされた場合や先ほど言ったような状態の自転車が、今後、あそこに持っていけば何とか処理してもらえるとというよ

うな使われ方。

うちの町はそれほど自転車は多くありません。他の自治体では、その部分に非常に苦慮して対応している例もあります。条例をつくった時に、意図的な放置が増えたといういくつかの実例もありましたので、その辺の対応と今後取り組んでいく中で課題が生じてこないような、条例でうたっても、やる人は絵に描いた餅なので仕方がないと思います。その辺の対応に関しては大丈夫なのか確認のために伺います。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 そのまま置いていかれるのをどのように防いでいくかになると思います。あらためて駐輪場の管理者等々と連携を取りながら、ある程度置かれないような対策は資していかなければならないと思います。それぞれの施設管理者と連携を取りながらそういった部分の広報、周知等々も検討していければと思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そういった形で適正に行われることが一番だと思います。参考までに、今、放置されている、駐輪場を使われている自転車は、持ち主の登録や標識番号の届け出などは明確になっているものが多いのでしょうか。ウトロでも何回か出てきましたが、中には盗難の自転車もあります。そういうものは少ないと捉えてよいのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 自転車の防犯登録等の関係になりますが、基本的には自転車を購入した際に防犯登録等を行うことで販売店等で対応していると思います。実際現場にあるものを確認したところでは、約半分が防犯登録の番号が付いていました。その部分は、今後、警察等々と連携しながら確認作業を進めたいと思います。

●金盛議長 他、ございませんか。これをもちまして、議案第59号についての質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第59号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第59号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第59号について、採決を行います。議案第59号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第59号については、原案のとおり可決されました。

午前10時42分

◇ 議案第60号 ◇

●金盛議長 日程第8、議案第60号、成年被後見人等の権利適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 (議案第60号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第60号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第60号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第60号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第60号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号について、採決を行います。議案第60号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第60号については、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩といたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

◇ 議案第61号 ◇

●金盛議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第9、議案第61号、斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 (議案第61号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第61号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第61号についての質疑を終結いたします。



◇ 議案第61号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第61号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号について、採決を行います。議案第61号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第61号については、原案のとおり可決されました。

午前11時09分

◇ 議案第62号～63号 ◇

●金盛議長 日程第10、議案第62号、斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第63号、斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 (議案第62号～63号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。これから、議案第62号から第63号までの2件について、一括して質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第62号から第63号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第62号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第62号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号について、採決を行います。議案第62号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第62号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第63号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第63号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第63号について、採決を行います。議案第63号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第63号については、原案のとおり可決されました。

午前11時17分

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これをもちまして、散会といたします。

午前11時17分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員